

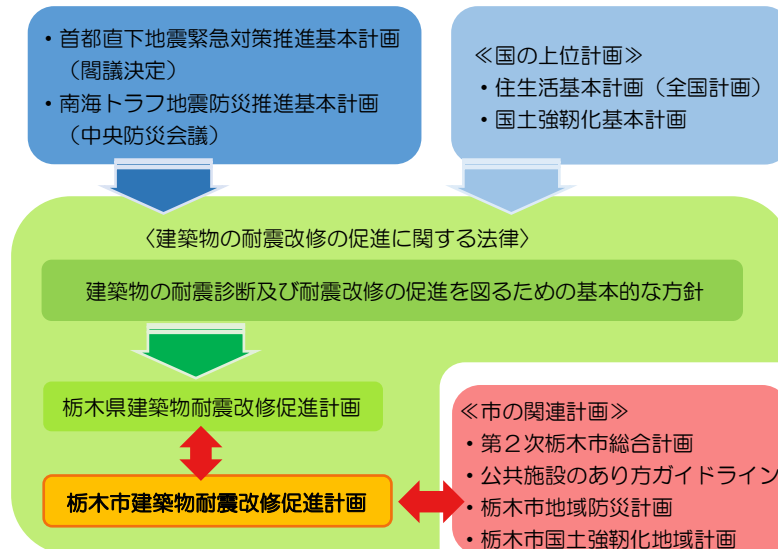
# 栃木市建築物耐震改修促進計画(四期計画)【概要版】

## 1 基本方針

### 1 計画の目的

○本計画は、市内における住宅・建築物の耐震化を計画的に促進することにより、市民の生命や財産を保護することを目的とします。

### 2 計画の位置付け



### 3 計画期間

○令和8年度から令和12年度までの5年間の計画とします。

## 2 住宅・建築物等の耐震化の目標等

### 栃木市の目標

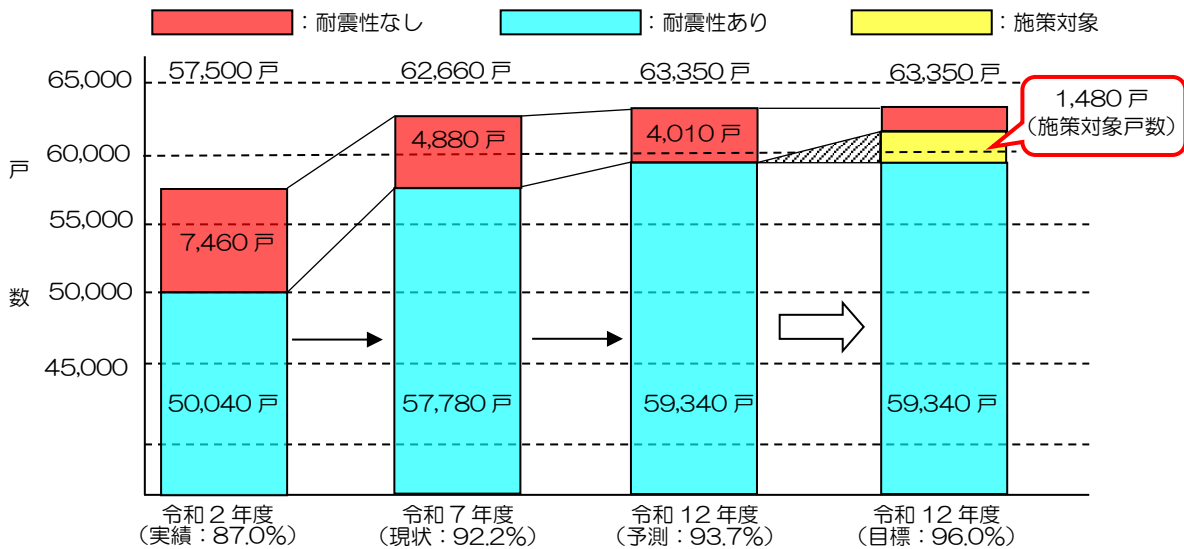
○栃木市では、耐震化率の目標を次のとおり設定します。

住宅については、耐震性を有する住宅が増加したことなどにより、令和2年度の87.0%から92.2%となりました。しかし、令和7年度末までの耐震化率95%の目標が達成できなかったため、国や県の方針等に基づき、住宅の耐震化率の目標を5年間スライドし、令和12年度末までに96%とします。

また、多数の者が利用する建築物及び防災上重要な市有建築物については、令和12年度末までに耐震性が不十分な建築物の耐震化をおおむね解消することを目標とします。

| 種 別          | 耐 震 化 率 |          |
|--------------|---------|----------|
|              | 現状 (R7) | 目標 (R12) |
| 住 宅          | 92.2%   | 96%      |
| 多数の者が利用する建築物 | 94.6%   | おおむね解消   |
| 防災上重要な市有建築物  | 94.8%   |          |

## 1 住宅（実績、現状、予測及び目標）



令和 12 年度の住宅戸数は、約 63,350 戸と推計され、現在のペースで住宅の建替え等が進むと仮定すると、令和 12 年度における耐震性のある住宅戸数は、約 59,340 戸になると推計されます。計画期間中は約 1,480 戸に対して耐震化を促進し、耐震率 96%を目標とします。

## 2 多数の者が利用する建築物（実績、現状及び目標）

|       | 令和 2 年度 (実績) | 令和 7 年度 (現状) | 令和 12 年度 (目標) |
|-------|--------------|--------------|---------------|
| 耐震化率  | 84.0%        | 94.6%        | おおむね解消        |
| 耐震性あり | 242 棟        | 278 棟        | 278 棟         |
| 耐震性なし | 46 棟         | 16 棟         | 16 棟 (施策対象棟数) |

令和 7 年度の耐震化の状況は、対象の 294 棟のうち、耐震性が不十分な建築物は 16 棟であり、耐震化率は約 94.6%です。計画期間中はこれら 16 棟の耐震化を促進し、耐震性が不十分な建築物をおおむね解消させることを目標とします。

## 3 防災上重要な市有建築物（実績、現状及び目標）

|       | 令和 2 年度 (実績) | 令和 7 年度 (現状) | 令和 12 年度 (目標) |
|-------|--------------|--------------|---------------|
| 耐震化率  | 87.3%        | 94.8%        | おおむね解消        |
| 耐震性あり | 282 棟        | 276 棟        | 276 棟         |
| 耐震性なし | 41 棟         | 15 棟         | 15 棟 (施策対象棟数) |

令和 7 年度の耐震化の状況は、対象の 291 棟のうち、耐震性が不足する建築物が 15 棟であり、耐震化率は約 94.8%となっています。公共施設のあり方ガイドライン等を踏まえながら耐震化を推進し、耐震性が不十分な市有建築物の耐震化をおおむね解消することを目標とします。

## 4 避難路沿道建築物

大規模地震発生時において、市が指定する緊急輸送道路等に面する耐震性が不十分な建築物が倒壊した場合、その通行が妨げられ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあります。これらの建築物については、実態把握に努め、早期の耐震化を図ることを目標とします。

## 5 危険なブロック塀等

通学路沿道（各小学校から周囲 500m 程度）のブロック塀等実態把握の結果、危険なブロック塀等があることを確認しました。通学路沿道等にある危険なブロック塀等については改善に向けた普及啓発を行うとともに、除却等により早期の安全確保を図ることを目標とします。

## 3 住宅・建築物等の耐震化を促進するための施策

### 1 住宅

#### ①安心して相談できる環境整備

- ア 相談窓口の設置
- イ 耐震アドバイザーの派遣
- ウ 関係団体との連携
- エ 無料相談会の実施
- オ 事業者向け講習会の実施
- カ 所有者向け講習会の実施

#### ②普及啓発

- ア 住宅所有者に対する直接的な普及啓発の実施
- イ 多方面からの普及啓発の実施（空き家バンクの物件を扱う不動産業者にパンフレット等を設置）
- ウ 出前講座の実施
- エ 住宅の耐震普及ローラー作戦の実施
- オ ホームページ、コミュニティFM放送局等の活用

#### ③各種支援の実施

- ア 耐震診断士の無料派遣、耐震改修、耐震建替え費用の一部助成の実施
- イ 所有者が安心して耐震化に踏み切れるように費用負担を軽減する取組の検討

#### ④その他の施策

- ア リフォームに併せた耐震化の有効性の周知啓発の実施
- イ 各種認定制度の活用
- ウ 所得税の特別控除や融資制度の情報提供

### 2 多数の者が利用する建築物

耐震診断の必要性の周知及び耐震改修に関する指導、助言

### 3 防災上重要な市有建築物

公共施設のあり方ガイドライン等を踏まえ早期の耐震化完了を目指す

### 4 避難路沿道建築物

所有者等に対し耐震化の必要性を周知

### 5 危険なブロック塀等

危険なブロック塀等に対して改善に向けた普及啓発に努め、また除却に要する費用の一部について助成の実施

## 4 計画の推進に向けて

### 計画のフォローアップ

○耐震化の進捗状況や施策の実施状況を一定期間ごとに検証し、必要に応じて計画を見直します。

### 法に基づく指導・助言等

○耐震改修促進法に基づき耐震化が必要と認められる建築物に対し、指導及び助言を行います。